

令和4年度道立都市公園等指定管理業務に係る管理の目標達成度評価要領

I 各施設別評価調書

別紙調書のとおり

II 評価方法（北海道立オホーツク公園を除く）

1 「基礎点数」

ア 目標が数値設定で増加目標を設定している場合（利用者数の増加に関する指標）

「基礎点数」 = 当該年度実績値／当該年度指標値 × 10

イ 目標が数値設定で現状維持を設定している場合（有料施設の入場者数に関する指標等）

「基礎点数」 = 当該年度実績値／当該年度指標値 × 10

ウ 事故件数（安全性の確保）に関する指標（比率）の場合

「基礎点数」 = 当該年度実績値／基準年度指標値 × 10

エ 利用者の満足度の向上等に関する指標（比率）の場合

「基礎点数」 = 当該年度実績値／当該年度指標値 × 10

注) 評価対象年度の実績値が指標値を上回る場合は、基礎点数は上限の10点とする。

基準年度実績値 = 基準年度指標値

※小数点第1位を四捨五入。ただし、9点台の点数については、小数点以下の端数は切り捨て

2 「ウェイト」

大項目（1）～（4）（北海道立オホーツク公園においては（1）～（4））に設定している達成目標ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、達成目標ごとの重要度に着目してウェイトを設定することとし、大項目ごとのウェイトの合計が10分の10になるよう設定している。

3 「項目点」

項目ごとの基礎点数にウェイトを乗じて算出 「項目点」 = 基礎点数 × ウェイト（小数点第二位四捨五入）

4 「評価比率」

管理の目標全体に対する大項目ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、項目の重要度に着目してウェイトを設定することとし、評価比率の合計が10分の10になるよう設定する。（ウェイト設定の考え方と同様）なお、「利用者満足度の向上」については、満足度調査を隔年実施としていることから、調査を実施しない年の評価比率は他の大項目へ再配分している。

5 「評価点」

大項目ごとに項目点の合計に評価比率を乗じて算出
「評価点」 = 項目点の合計 × 評価比率（小数点第二位を四捨五入）

6 「評価点合計」及び「評価」

大項目ごとの評価点の合計数値によりランク分けしA～Eにより評価する。

評価点の合計	評価	考　え　方
10.0～9.0 点	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9～8.0 点	B	目標達成に対し、一定程度の努力が評価できるが、一層の努力を要する。
7.9～7.0 点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
6.9～5.0 点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
4.9～0 点	E	業績が著しく不良であり、道が改善指示を行う。指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う

7 「例外」

(1) 基準年度指標値（＝基準年度実績）と同数又は下回る指標値を設定している場合

『基礎点数』→目標を達成した場合は10点、達成できなかった場合は0点とする。

(2) 新規事業などで基準年度指標値（＝基準年度実績）がない場合

『基礎点数』→当該年度指標値に対する当該年度実績値の割合により算出（実績値／指標値×100）
ただし、事故件数（安全性の確保）については、1のウと同様とする。

III 評価方法（北海道立オホーツク公園）

評価点の合計	評価	考　え　方
115点以上～120点以下	AAA	非常に適切な管理運営である。
105点以上～115点未満	AA	十分に達成水準を満たしている。
95点以上～105点未満	A	達成水準を満たしている。
90点以上～95点未満	B	達成水準を満たしていない。 目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
90点未満	C	不適切な管理運営であり、道が改善指示を行う。 指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う。

1 評価方式

目標値の達成状況により直接評価・採点する。

2 総合評価

各項目の評価点の合計数値によりランク分けしAAA～Cにより評価する。

IV 評価方法（共通）

1 調整点

目標設定時点では到底予測できなかつた特殊事情のため、目標達成できなかつた場合に限り、評価点を調整して加点を行う。調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の一割程度の1.0を加点する。

2 その他

その他、基礎点数の算出において上記により難い特別な事由が生じた場合は、別途算定方法を定める。